**指定特定相談支援事業所**

**指定障害児相談支援事業所「 あとりえ 」運営規程**

**（事業の目的）**

1. 有限会社ライフアートが設置する指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業

所「 あとりえ 」（以下、「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及びその保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

**（運営の方針）**

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

２　特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

３　特定相談支援事業等の実施に当たっては、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われものとする。

４　事業所は、利用者が計画相談支援を利用する事により地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めるものとする。

５　事業所は、障害児が障害児相談支援を利用する事により地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、障害児の地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めるものとする。

６　前五項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第　２８号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第２９号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

**（職員の種類、員数及び職務の内容）**

第３条　事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤兼務）

　 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）相談支援専門員　　５名（常勤専従３名、常勤兼務１名）

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにする。

（３）相談支援員　１名

相談支援員は、事業所においてサービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行う。

**（事業所の名称等）**

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 　指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所「 あとりえ 」

（２）所在地　　函館市宮前町３番６号

**（営業日及び営業時間）**

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営 業 日　月曜日から金曜日までとする。（ただし、土曜日の営業も有り）

ただし、国民の祝日、１２月３０日から１月２日までを除く。

 （２）営業時間　午前８時４５分から午後５時４５分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。

ただし、１２月３０日から１月２日までを除く。

　（４）サービス提供時間　午前８時４５分から午後５時４５分までとする。

**（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）**

第６条　事業所において指定計画相談支援等及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）障害児

（４）精神障害者

（５）難病等対象者

**（指定計画相談支援等の提供方法及び内容）**

第７条　事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

（１）日常生活全般に関する相談

（２）サービス等利用計画等の作成

（ア）地域の福祉サービス事業者等の情報提供

（イ）居宅等での面接によるアセスメント

（ウ）サービス等利用計画等案等の作成

（エ）サービス等利用計画案等の説明・交付

（オ）サービス担当者会議の開催

（カ）利用者等への説明

（キ）サービス等利用計画等の交付

 （３）継続サービス利用支援

（ア）居宅等での面接によるモニタリング

（イ）必要に応じてサービス等利用計画等の変更

（ウ）入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助

（４）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（１）から（３）に附帯するその他必要な支援、相談、助言等

**（指定障害児相談支援事業の概要）**

第８条　前条の規定は、事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容及び提供方法について準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

**（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）**

第９条　事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第51条の17第2項の規定により算出された計画相談支援給付費及び児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

**（利用者負担額等に係る管理）**

第１０条　事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、障害者総合支援法第29条第3項第2号及び児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業所等に通知するものとする。

**（計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額に係る通知等）**

第１１条　事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

２　事業者は、利用者から法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障害児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

**（通常の事業の実施地域）**

第１２条　通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

 （１）函館市全域

（２）北斗市全域

（３）亀田郡七飯町全域

**（緊急時及び事故発生時等における対応方法）**

第１３条　指定計画相談支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとし、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しておくものとする。

２　指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

**（苦情解決）**

第１４条　事業所は、提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

３　事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、障害者総合支援法第１０条第１項又は児童福祉法第２４条の３４第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力する。

**（業務継続計画の作成）**

第１５条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）**

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

（５）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る

（６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（７）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

**（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）**

第１７条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

**（個人情報の保護）**

第１８条

1 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

**（身体拘束に関する事項）**

第１９条　事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対し説明、同意を得た上で、次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業所として、身体拘束をなくすための取り組みを積極的に行います。

２　直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る(緊急性)

３　身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。(非代替性)

４　利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。(一時性)

**（その他運営についての重要事項）**

第２０条　事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　　　採用後１カ月以内

（２）継続研修　　　　年２回

２　事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存しなければならない。

３　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した日から５年間保存しなければならない。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所「 あとりえ 」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月10日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

　この規定は、令和6年10月1日から施行する。

　この規定は、令和6年11月1日から施行する。

　この規定は、令和6年12月1日から施行する。